

## 事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府長岡市開田1丁目1番1号		令和2年7月20日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 長岡市長 中小路 健吾					
主たる業種	市町村機関			細分類番号	9 8 2 1		
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	平成26年度～28年度の平均を基準量とし、平成31年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。						
計画を推進するための体制	「長岡市役所地球温暖化防止実行計画」に規定されている体制で計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	5,145.0 トン	5,063.6 トン	5,098.3 トン	5,358.2 トン	0.6 パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量 ( )	5,044.9 トン	5,015.6 トン	5,081.6 トン	5,342.4 トン	2.0 パーセント	
	実績に対する自己評価	中学校給食の導入により、設備に伴う電気の使用量が大幅に増加し、目標未達となった。次期計画の目標設定においては、新規事業を加味した上で削減目標を設定することが重要である。					
重点的に実施する取組の実施状況	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (従業員数)	5.14	5.06	5.01	5.24	-0.71 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
具体的な取組及び措置の内容	実績に対する自己評価	原単位となる職員数(従業員数)の数は微増しているが、上記記載の理由により、原単位当たりの温室効果ガス排出量は増加した。次期計画の目標設定においては、新規事業を加味した上で削減目標を設定することが重要である。					
		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
	114.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	(29) 年度	長岡市役所地球温暖化防止実行計画における取り組みの推進。					
	(30) 年度	長岡市役所地球温暖化防止実行計画における取り組みの推進。					
	(31) 年度	長岡市役所地球温暖化防止実行計画における取り組みの推進。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	措置の内容	市役所より5km未満の歩道又は自転車通勤の者に対して、マイカー通勤の者より通勤手当を割増支給している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	割増支給を行っていることで、マイカー通勤する者よりも、歩道又は自転車通勤の者の方が多くなっている。					
	区分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	48.0 トン	16.7 トン	15.8 トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	48.0 トン	16.7 トン	15.8 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	市内で活動している環境団体への支援、市街地への植樹、森林・竹林整備、環境啓発イベントの実施、環境教育の実施、薪ストーブの購入設置補助、市内産間伐材の薪の購入補助、住宅エコリフォーム補助、住宅用自立型再生可能エネルギー導入事業費補助						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。